
『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

日証協 平成 28 年 12 月 20 日

本協会では、本年 12 月 20 日の自主規制会議において、『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正をすることとした。

本改正は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

本改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

平成 28 年 12 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、平成 27 年 1 月 1 日付で特別会員四種外務員資格試験（損害保険代理店等の役職員が特定金融商品取引業務により投信等を販売するに当たっての外務員資格試験）を廃止したところである。

同試験の合格者については、外務員資格更新研修の受講についての特例（受講免除）が認められているところであるが、今般、同試験の廃止から 2 年を経過するにあたり、特例の対象となる者がいなくなることから、当該特例に係る規定を廃止するため、『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則』の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

- ・外務員資格更新研修の受講の特例の規定において、特別会員四種外務員資格試験に係る規定を削る。（第 9 条第 1 号・第 3 号）

III. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

※ なお、本改正は規則の適用対象となる者がいなくなることに伴う対応であり、実質的な影響がないことから、パブリックコメントは実施しない。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 資格管理部 （TEL.03-3667-8461）

以 上

『『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

平成 28 年 12 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(資格更新研修の特例) 第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。 1 規則第 18 条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 3 条各号に定める資格試験に合格した者 2 (現行どおり) 3 受講義務期間内に試験規則第 3 条各号に定める資格試験に合格した者 4・5 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。	(資格更新研修の特例) 第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。 1 規則第 18 条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 3 条各号に定める資格試験及び特別会員四種外務員資格試験(平成 27 年 1 月 1 日改正前の試験規則第 3 条第 6 号に規定する特別会員四種外務員資格試験をいう。以下同じ。)に合格した者 2 (省 略) 3 受講義務期間内に試験規則第 3 条各号に定める資格試験及び特別会員四種外務員資格試験に合格した者 4・5 (省 略)